



我国と札幌市による さっぽろ食の安全・安心推進協定 協 定 書

(第 140055号)

我国と札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

我国 は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成26年11月1日

我 国
代 表

札幌市
市 長

佐々木 裕

上田 文雄

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 北海道産の小麦粉、バター、卵を使用し、品質管理に努めます。
- 目視チェックや金属検出器を用いて異物混入対策に取り組みます。
- 器具、機械の洗浄殺菌を徹底し、衛生的に製造を行います。